

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	久利中央地区 (小山一集落、小山二集落、畑中二集落、市ノ上集落、市ノ下集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、集落営農組織や数名の農業者により農地の耕作が行われているが、今後、高齢化による農業者の減少、耕作放棄地の拡大が懸念されており、新たな農業生産法人の設立と農地整備での生産性の向上による持続可能な農業が求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今回の圃場整備地の作付品目は、水稻を基本とする方針とし、合わせてエゴマの生産にも取り組む予定としている。それ以外の新たな品目に取り組むにはそれに応じた機械類が必要であり、後継者の候補が見当たらないなかには困難を伴うため、関係機関の協力のもとUターン者の受け入れについて方法を模索する。未整備地エリアでは、耕作条件をみながら法人等の受け入れが可能か検討する。合わせて、優良農地の耕作を阻害しないよう遊休農地発生を抑止に努めることとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。その区域内の宅地や林地との境にある農地は、個人が耕作を続けるとともに保安全管理に務め、獣害の緩衝地帯とするほか法人経営の農地の阻害要因とならないよう努める区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、農事組合法人久利営農組合への農地の集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域一帯の農地を農地中間管理機構に貸し付けるとともに、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和59年度～平成4年度にかけて、一部で圃場整備事業を終えているほか、令和5年度と6年度で残されたエリアの一部で圃場整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJA等と連携して地域内外から多様な経営体を募集し、法人の後継者確保に向けた、相談体制をつくる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①荒廃隣地に囲まれた地形から日常的に鳥獣類の被害を受けており、防護柵や電柵などの防護対策が欠かさない。
 ⑦耕作条件がよくない圃場であっても、荒廃林地や住宅街に接しているなどの場合は、保全管理することにより林地との緩衝地帯にしたり、景観の維持に努めることとする。

協 議 記 録

2023. 11. 29)

協議内容)

- ①久利中央地区において、人・農地プランを基礎資料とし地域計画を策定することを決定した。
- ②地域の農業が抱える現状と課題について協議した。
 - ・土地所有者、耕作者とも高齢化と後継者不足
 - ・一帯が耕作しやすい条件であったこともあり、各家が受け継いできた耕作地はその家の後継者が兼業農家として耕作していた。よって、大規模農家や農業団体の育成につながらなかった（必要としなかった）。最近では家の跡取り＝次世代の耕作者が都会へ出てしまい、高齢の耕作者がいなくなった段階で耕作放棄地になってしまう。
- ③地元の協議団体として「久利中央地区地域計画策定推進協議会」を組織することとした。
 - ・会員は別紙のとおり
 - ・地域計画の策定に向け、今後はこのメンバーを主体として協議を進めることとした。
- ④地域計画の範囲としては、農業振興地域をエリアとすることを確認し、農業委員会により土地所有者へのアンケート → 現況地図 → 目標地図の作成に取り掛かることとした。
→ 農地の所有者に関する「農地を今後どうしたいか」の確認
- ⑤農林水産課からは圃場の航空写真を提供し、10年後の耕作状況（耕作の継続・保全管理・耕作放棄）についてゾーニング（色塗り）をしてもらい、後日提出してもらおう依頼を行った。→ 耕作者に関する「賃借したい農地とそうでない農地」の仕分けと借りたくない理由の確認 → その理由を解消したら賃借するのか？
- ⑥これらを踏まえ、地域計画の策定と策定後の記載内容の実現の推進に向け協議していくことを確認した。



久利中央地区 農業関係団体

久利中央地区 農業関係団体	農業者		事務局		備考
	属性	氏名	役職	氏名	
農業法人	認農法	農事組合法人 久利営農組合	代表理事	木田 敏憲	
			事務局	岩崎 美憲	
			運営委員	木田 公俊	
			運営委員	胡摩田 弘孝	
			運営委員	杉本 勝徳	
中山間地域等直接支払 事業団体	—	久利広域集落協定	代表	山崎 康和	
			事務局	岩崎 美憲	
多面的機能支払 交付事業団体	—	久利広域協定	代表	山崎 康和	
			事務局	岩崎 美憲	
農業者	認農	木村 幸市	—	—	
土地改良区	—	—	—	—	
事務局			備考		
農業委員	杉本 勝徳				
推進委員	木田 敏憲				
大田市農林水産課	三谷 岳史				
	重田 俊雄				
大田市農業委員会	藤間 友章				
	鈷 久美				

長久町延里

久利町松代

地域計画対象区域

多面对象農用地

機構貸借農用地



